

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

徳島国民年金 事案592

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

A社会保険事務所（当時）において、私が夫婦二人分の申立期間に係る国民年金保険料を遡って一括納付した。夫の申立期間に係る領収書は所持しており、私の分についても納付したのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について、保険料を全て納付していることなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間に係る夫婦の国民年金保険料を遡って一括納付したと主張しているところ、申立人が所持する申立人の夫に係るA社会保険事務所発行の国民年金保険料現金領収書において、申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付していることが確認できる上、申立期間の保険料を納付することとした経緯や納付金額、納付方法等に係る申立人の主張に不自然さは認められない。

さらに、申立人の夫のオンライン記録について、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、平成22年12月22日付けで記録訂正されるまで、未納期間として取り扱われていたことが確認できることなど、行政の不適切な記録管理が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

国民年金の加入手続を行った直後に、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされたので、当該期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したことを覚えている。

未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の状況などから、昭和40年4月から同年8月までの期間に払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間に係る国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人に係るA市区町村（現在は、B市区町村）の検認記録によれば、i) 申立期間である昭和39年度の検認欄が削除されていること、ii) 申立期間直後の40年4月から同年6月までの期間について、検認日が不自然に訂正されていることなど、行政側の記録管理に不適切さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案594

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

国民年金の加入手続を行った直後に、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされたので、当該期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を妻がまとめて納付したことを覚えている。

未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の状況などから、昭和40年4月から同年8月までの期間に払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間に係る国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、A市区町村（現在は、B市区町村）において、申立人に対し、2つの国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立人に係るA市区町村の検認記録によれば、i) 申立期間である昭和39年度の検認欄が削除されていること、ii) 申立期間直後の40年4月から同年6月までの期間について、検認日が不自然に訂正されていることなど、行政側の記録管理に不適切さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年9月までの期間については4万5,000円、同年10月及び同年11月については5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月1日から同年12月29日まで

私は、A事業所に約1年間において正社員として勤務した。同僚は全て厚生年金保険に加入しているのに、私だけ厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。厚生年金保険に加入していたことは間違いないと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人が昭和49年1月1日から同年12月28日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期にA事業所本社に勤務し、同じ業務に従事していたとする同僚4人全てに厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立事業所の元役員は、「全員が厚生年金保険に加入しているものと思っていた。」としている上、複数の同僚は、「厚生年金保険には、入社してすぐに加入させてくれた。」「厚生年金保険に加入していない人はいなかった。」とそれぞれ供述していることから判断すると、申立期間当時、A事業所本社は、申立人と同職種の従業員のほぼ全員を厚生年金保険に加入させていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の複数の同僚のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年10月の標準報酬月額から、同年1月から同年9月までの期間については4万5,000円、同年10月及び同年11月については5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年1月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年10月1日から同年12月26日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる同年10月について標準報酬月額16万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を同年10月及び同年11月は16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年10月1日から同年12月26日まで

平成20年10月1日から同年12月25日までの期間において、A事業所に勤務していた。当該期間の報酬について、事業主が社会保険事務所（当時）に届出している標準報酬月額が給与支払明細書における支給額より低く記録されている。給与支払明細書に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年10月1日から同年12月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成20年10月及び同年11月は9万8,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額
の決定の基礎となる平成20年10月については標準報酬月額16万円に相当
する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA事業所における標準報酬月額を平成20年10月
及び同年11月については16万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における申立期間①に係る標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成18年11月から19年1月までの期間について、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年2月1日から20年11月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年11月は標準報酬月額17万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を19年2月から同年8月までは17万円、同年9月から20年10月までは18万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②に係る標準賞与額7万8,000円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額に係る記録を7万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年11月10日から20年11月1日まで
② 平成19年8月13日

A事業所に勤務した申立期間①について、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

また、申立期間②の標準賞与額の記録が無いことに納得いかない。当時の給与支払明細書等があるので、実際に支給されていた給与額又は給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額、及び実際に支給

されていた賞与額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成18年11月10日から20年11月1日までの期間の標準報酬月額及び19年8月13日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

両申立期間のうち、平成18年11月から19年1月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月から20年10月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成18年11月から19年1月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に廃業しているが、事業主は標準報酬月額について、実際の報酬月額より低く社会保険事務所に届出していたと回答している上、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁(当時)の記録にある標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①のうち、平成19年2月から20年10月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成18年11月は標準報酬月額17万円、19年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を平成19年2月から同年8月までは17万円、同年9月から20年10月までは18万円に訂正することが必要である。

4 申立期間②については、申立人から提出された賞与支払明細書及び源泉徴収票により、申立期間②に係る標準賞与額(7万8,000円)に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額を7万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における申立期間①に係る標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成17年11月及び同年12月については12万6,000円、18年1月及び同年2月については24万円、同年3月については22万円、同年4月については14万2,000円、同年8月については20万円、同年9月から19年1月までの期間については22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年2月1日から20年12月26日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円、19年5月から同年7月までは標準報酬月額30万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を19年2月から同年7月までは24万円、同年8月から20年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは28万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②に係る標準賞与額24万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月21日から20年12月26日まで
② 平成19年8月13日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

また、申立期間②の標準賞与額の記録が無いことに納得いかない。当時の給与支払明細書等があるので、実際に支給されていた給与額又は給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額、及び実際に支給されていた賞与額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成17年11月21日から20年12月26日までの期間の標準報酬月額及び19年8月13日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成17年11月から19年1月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月から20年11月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成17年11月から18年4月までの期間及び同年8月から19年1月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書及び源泉徴収票により確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、17年11月及び同年12月については12万6,000円、18年1月及び同年2月については24万円、同年3月については22万円、同年4月については14万2,000円、同年8月については20万円、同年9月から19年1月までの期間については22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に廃業しているが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁(当時)の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、

事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年5月から同年7月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書において、給与が支給されていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間①のうち、平成19年2月から20年11月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると19年2月から同年8月までは20万円、同年9月から20年6月までは19万円、同年7月から同年11月までは16万円と記録されている。

しかし、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成18年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円、19年5月から同年7月までは標準報酬月額30万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を平成19年2月から同年7月までは24万円、同年8月から20年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは28万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間②については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立期間②に係る標準賞与額(24万円)に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における申立期間①に係る標準報酬月額については、申立期間①のうち、平成13年4月から同年12月までの期間については32万円、15年12月については22万円、16年1月から同年6月までの期間については17万円、同年7月から17年2月までの期間については14万2,000円、同年3月から同年11月までの期間については15万円、同年12月については50万円、18年1月から同年6月までの期間については15万円、同年9月から19年2月までの期間については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年3月1日から20年12月26日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、19年5月から同年7月までは標準報酬月額50万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を19年3月から同年7月までは41万円、同年8月から20年8月までは50万円、同年9月から同年11月までは47万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は申立期間③に係る標準賞与額24万5,000円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立期間③の標準賞与額に係る記録を24万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月16日から20年12月26日まで
② 平成18年8月8日
③ 平成19年8月13日

A事業所における給与の支払は、入社当時から預金口座振込であったので、給与の支給日には給与支払明細書だけ受取っていた。厚生年金保険の手続は全て社長が行っていたので、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が適正か否かについては知らなかった。

会社が破産し、健康保険の任意継続手続を行った際、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

また、標準賞与額についても納得いかない。当時の給与支払明細書等があるので、実際に支給されていた給与額又は給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額、及び実際に支給されていた賞与額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成13年4月16日から20年12月26日までの期間の標準報酬月額、18年8月8日及び19年8月13日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成13年4月から19年2月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月から20年11月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成13年4月から同年12月までの期間、15年12月から18年6月までの期間及び同年9月から19年2月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書、源泉徴収票及び預金通帳写しにより確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、13年4月から同年12月までの期間については32万

円、15年12月については22万円、16年1月から同年6月までの期間については17万円、同年7月から17年2月までの期間については14万2,000円、同年3月から同年11月までの期間については15万円、同年12月については50万円、18年1月から同年6月までの期間については15万円、同年9月から19年2月までの期間については20万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に廃業しているが、給与支払明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁(当時)の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年1月から同年12月までの期間については、申立人は、源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持していないことから、当該期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間①のうち、平成15年1月から同年11月までの期間、18年7月及び同年8月の標準報酬月額並びに申立期間②の標準賞与額については、源泉徴収票、給与支払明細書及び賞与支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び標準賞与額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間①のうち、平成19年3月1日から20年12月26日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると19年3月から同年8月までは15万円、同年9月から20年8月までは14万2,000円、同年9月から同年11月までは13万4,000円と記録されている。

しかし、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成18年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、19年5月から同年7月までは標準報酬月額50万円、20年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を平

成 19 年 3 月から同年 7 月までは 41 万円、同年 8 月から 20 年 8 月までは 50 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 47 万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間③については、申立人から提出された賞与支払明細書及び源泉徴収票により、申立期間③に係る標準賞与額(24 万 5,000 円)に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 事業所における申立期間③の標準賞与額を 24 万 5,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年9月まで

私は、昭和53年か54年頃、A市区町村B支所の窓口において、未納であった国民年金保険料25万円から27万円程度を一括で現金納付した。

申立期間を含め未納期間の保険料は全て納付したはずであり、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳等において、申立人は、i) 昭和53年12月に、申立期間直後の51年10月から53年3月までの保険料3万4,800円を過年度納付していること、ii) 55年6月に、特例納付により39年4月から40年3月までの期間、41年10月から42年3月までの期間及び申立期間直前の42年10月から46年3月までの期間の保険料24万円を一括納付していることが確認でき、これらの納付は、申立人が未納であった国民年金保険料を一括納付したとする時期、納付したとする保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間の国民年金保険料は26万4,000円であるところ、申立人は、「昭和53年か54年頃、未納であった国民年金保険料25万円から27万円程度を一括納付した。これ以外に、同程度の金額の保険料を、遡って一括納付したことや数回に分けて納付した記憶は無い。」と供述するなど、申立人が、前述のi) 又はii) の納付の際に申立期間の国民年金保険料を合わせて納付したこと、あるいは、別途、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月

私は、A事業所における社会保険事務担当者として、私自身の厚生年金保険加入手続を行うため、平成13年9月頃、B社会保険事務所（当時）を訪れた際、同事務所の職員の勧めで13年8月分の国民年金保険料を窓口で納付したにもかかわらず、納付済期間とされていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者報告書によれば、申立人の申立期間に係る資格取得日（平成13年8月1日）及び資格喪失日（平成13年9月1日）の報告書が、C市区町村において、平成18年7月10日に作成されていることが確認できることから、申立期間当時、申立期間は未加入期間であったと推認される上、申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所（当時）窓口において、現年度保険料として納付することはできない。

また、日本年金機構D事務センターは、「申立人が国民年金保険料を納付したと記憶しているB社会保険事務所の業務窓口は、平成18年3月のレイアウト変更により申立人の記憶する場所に配置されており、申立期間当時、国民年金保険料に関する相談は別の場所に対応していた。」と説明している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案597

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から平成10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から平成10年11月まで

申立期間当時は、両親が経営する会社を手伝っており、給料の代わりとして小遣いと国民年金保険料を納付してもらえることになっていたと思う。

また、両親が死亡した以降は、親戚が会社の資金管理等を手伝ってくれていたため、同氏が保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間が未納となっていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格は、厚生年金保険被保険者の資格取得を理由に、昭和38年7月25日付けで喪失していることが確認でき、その後、同資格を再取得した状況は認められず、申立期間当時は未加入期間となっている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された状況も確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である上、申立人は、両親が死亡した昭和62年8月以降、申立人の国民年金保険料の納付に関与していたとする親戚の氏名等を記憶していないことから、当該親戚から当時の状況について聴取することもできない。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と一緒に国民年金保険料を納付してもらっていたとする申立人の妻は、

申立期間について、i) 申立期間のうち、昭和50年10月から52年12月までの期間、53年7月から57年10月までの期間及び平成3年以降の一部期間の保険料が納付済みであることが確認できるが、妻は、「当該期間については、納付勧奨ハガキが届き、私の分だけ保険料が納められていないかと思い、自分の分だけ保険料を納付したと思う。」と供述していること、ii) このほかの期間については、厚生年金保険被保険者期間又は未納期間等であることが確認できることなど、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は375月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案598

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年9月までの期間及び57年11月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から50年9月まで
② 昭和57年11月から平成3年3月まで

申立期間当時は、義父母が経営する会社を手伝っており、給料の代わりとして小遣いと私たち夫婦の国民年金保険料を納付してもらえることになっていたと思う。

また、義父母が死亡した以降は、親戚が会社の資金管理等を手伝ってくれていたため、同氏が保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間が未納となっていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父母は既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等は不明である上、申立人は、義父母が死亡した昭和62年8月以降、申立人の国民年金保険料の納付に関与していたとする親戚の氏名等を記憶していないことから、当該親戚から当時の状況について聴取することもできない。

また、A市区町村作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と一緒に国民年金保険料を納付してもらっていたとする申立人の夫は、申立期間①及び②は厚生年金保険加入期間又は国民年金の未加入期間であることが確認できることなど、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は200月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立期間に係る国民年金保

険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月10日から30年7月30日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A事業所に勤務していた期間について、昭和30年9月10日に、脱退手当金が支給済みであることを知った。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、「脱退手当金支給済」の押印、脱退手当金が支給された旨の記載が確認できるとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和30年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、昭和45年3月まで年金加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月15日から20年3月20日まで

私の最初の船員保険被保険者資格の取得日は昭和20年3月20日となっているが、尋常高等小学校を18年8月に中途退学した後、すぐにA事業所に入社し、当時乗り組んでいた同社が所有するB丸が20年6月に空襲で焼失するまでの期間において、同社所有の複数の船舶に乗り組んでいた。

調査の上、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A事業所所有の船舶「B丸」、「C丸」、「D丸」に乗り組んでいたと主張しているところ、船舶所有者名簿において同社は確認できないが、B丸に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、当該船舶はE氏が所有する船舶として記録されている上、申立人が申立期間直後の昭和20年3月20日に同氏が所有する同船舶において船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、C丸及びD丸に係る船員保険被保険者名簿において、両船舶は同氏が所有する船舶として記録されていることが確認できる。

また、申立人の当時の業務内容等に係る具体的な供述、及び申立人から提出された昭和19年2月25日に撮影されたとする写真等から判断すると、申立人が申立期間当時、E氏が所有する船舶「B丸」等に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時に適用されていた、i) 船員最低年齢法（大正12年3月、法律第35号）第二条には、「十四歳未満の者は船員として之を使用することを得ず。」と規定されていること、ii) 船員法施行令（改正昭

和17年6月23日、勅令第594号) 第二条ノ二には、「専ら日本各港間を航行する船舶に於いては十四歳以上の者を石炭夫又は火夫以外の船員として使用することを得」と規定されていることから、申立期間のうち、申立人の年齢が満14歳に到達する日の前日となる昭和19年*月*日までの期間においては、申立人は、船員として雇用され、船員保険の被保険者となることはできない期間であったことが認められる。

また、申立人が乗り組んでいたと主張するB丸、C丸及びD丸に係る船員保険被保険者名簿に記載された被保険者105人(申立人を含む。)の中で、被保険者資格取得時の年齢が満14歳未満の被保険者は確認できない上、申立期間における船員保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間当時、共に乗り組んでいたとする機関長のF氏は既に死亡しており、当時の船長や、船舶所有者のE氏も連絡先が不明であることなどから、申立人の申立期間における船員保険の加入状況、給与からの船員保険料の控除等について確認できる関連資料や供述が得られない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人が入社したと主張するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。